

習志野市公共施設再生基本条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、習志野市（以下「市」という。）が保有する公共施設の建替え、統廃合、長寿命化、老朽化対策改修等の計画的な取組（以下「公共施設再生」という。）について、その基本理念及び基本的事項を定め、持続可能な行財政運営の下で、時代の変化に対応した公共サービスが継続的に提供されることにより、誰もが住みたくなくなるような魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 公共施設 習志野市が保有する別表に定める公共建築物をいう。
- （2） 再生 公共施設の建替え、統廃合、長寿命化、老朽化対策改修等をいう。
- （3） 関係者 公共施設の管理運営、維持保全に関する活動を継続的に行う者（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- （4） 事業者 公共施設再生に関する事業を行う法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）又は個人をいう。
- （5） 市民等 市民、関係者及び事業者をいう。

（基本理念）

第3条 公共施設再生は、文教住宅都市憲章の理念にのっとり、市民の生命、身体及び財産の安全を第一義としつつ、教育、文化の向上を図り、健康で文化的な生活を実現するように実施しなければならない。

- 2 公共施設再生は、限られた資源の有効的な活用及び効率的かつ効果的な事業手法を導入し、将来世代に過度の負担を先送りせず、公平な負担となるように取り組まなければならない。
- 3 公共施設再生に関する施策の実施に当たっては、人口減少社会の到来、経済の成熟化等、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、市及び市民等が互いに連携及び協働して取り組まなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、公共施設再生に関する事業について総合的かつ計画的な取組に努めるものとする。

- 2 市は、公共施設の現状を把握し、人口動態、財政状況等客観的なデータに基づく中長期の予測の下で、効率的かつ効果的に公共施設再生に関する事業に取り組むものとする。
- 3 市は、公共施設再生に関する財源を確保することに努めるものとする。
- 4 市は、公共施設再生を推進するに当たっては、市民等の理解と協力を求めるとともに、公共施設に関する情報をわかりやすく周知するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、より良い資産を次世代に引き継ぐことができるように、公共施設再生に関する事業並びに公共施設の管理運営及び維持保全に関する財政負担に留意しなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、公共施設再生に関する理解を深め、市が実施する公共施設再生に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者及び事業者の責務)

第6条 関係者及び事業者は、その事業活動において、市が推進する公共施設再生に関する整備事業に積極的に参画し、協力するよう努めなければならない。

2 関係者及び事業者は、公共施設の効率的かつ効果的な管理運営及び維持保全に関し、より有効な方法を追及するとともに、技術の向上に努めなければならない。

(調査及び計画)

第7条 市長は、公共施設再生に関する情報の一元的な調査収集及び整理を定期的を実施するとともに、市民に公表するものとする。

2 市長は、公共施設の再生に関する政策を総合的かつ計画的に推進するため、前項の調査収集及び整理の結果等に基づき、公共施設再生に関する計画を策定するものとする。

3 市長は、前項の計画における事業効果を検証し、その検証結果及び人口動態、財政状況等、市を取り巻く社会経済情勢の変化に応じて、前項の計画の見直しを行うものとする。

(公共施設再生推進委員会)

第8条 市長は、公共施設再生に関する施策を推進するため、公共施設再生推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、公共施設再生に関する事項を調査審議する。

3 委員会は、委員6人以内で組織し、委員は公共施設再生に関し識見を有する者及び公募に応じた市民のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する公共施設の再生に関する計画は、第7条第2項の規定により策定されたものとみなす。